

議案第173号

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

平成28年度における職員の給与の特例に関する条例（平成28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成28年10月1日から同月31日までの間における市長の給料月額に係る第1条の規定の適用については、同条中「100分の30」とあるのは、「100分の60」とする。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第2項から第4項までの規定中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

附則第18条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同項第3号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等」を「特定給付補填金等」に改め、同項第4号中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の5第1項」に改め、同条第3項中「第38条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、「、第39条の9第1項中「第38条第4項」とあるのは「附則第18条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第18条の4第3項」

を「附則第18条の5第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第18条の4第3項」を「附則第18条の5第3項前段」に改め、同条を附則第18条の5とし、附則第18条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第38条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第39条の6から第39条の8まで、第39条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の7第1項前段、第39条の8、第39条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山

林所得金額又は附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第38条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第39条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第39条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第40条の3第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時まで提出された第40条の4第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得

ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5. 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第39条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第39条の6から第39条の8まで、第39条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第39条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の7第1項前段、第39条の8、第39条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第39条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第40条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第18条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第16条の改正規定及び次条の規定は、同年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 改正後の附則第16条の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 改正後の附則第18条の4の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国、居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

議案第 175 号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 9 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成 12 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 4 号に次のように加える。

サ 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成 28 年法律第 73 号）第 19 条

別表第 1 項中「300 円」の次に「。ただし、民間端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等の交付を受けようとする者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 7 項の規定による利用者証明用電子証明書の記録がされたものに限る。）を利用して必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により証明書を交付する場合にあつては、200 円とする。」を加え、同表第 4 項を次のように改める。

4 個人印鑑等に関する証明

(1) 個人印鑑に関する証明書の交付 1 通につき 300 円。ただし、民間端末機により交付する場合にあつては、200 円とする。

(2) 認可地縁団体印鑑に関する証明書の交付 1 通につき 300 円

別表第 11 項を次のように改める。

11 住民票の写し等の交付

(1) 住民票の写し（磁気ディスクをもって調製された住民票に記録されている事項を記載した

書類をいう。)の交付 1通につき 300円。ただし、民間端末機により交付する場合に
あつては、200円とする。

- (2) 戸籍の附票(磁気ディスクをもって調製された戸籍の附票に記録されている事項を記載し
た書類を含む。)の写しの交付 1通につき 300円

附 則

この条例は、平成29年1月4日から施行する。ただし、第5条第4号に次のように加える改
正規定は、平成28年11月30日から施行する。

議案第 176 号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 9 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例（昭和 24 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表平野支所の項中「大津市打出浜 10 番 30 号」を「大津市馬場三丁目 15 番 45 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第177号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大津市立平野公民館の項中「大津市打出浜10番30号」を「大津市馬場三丁目15番45号」に改める。

別表第23号の表を次のように改める。

使用時間 室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	円 3,670	円 3,670	円 4,590
第1会議室	1,150	1,150	1,440
第2会議室	1,150	1,150	1,440
第3会議室	520	520	650
和室	730	730	910
調理実習室	1,150	1,150	1,440

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第 178 号

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成 28 年 9 月 5 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大津市民生委員の定数を定める条例（平成 26 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

「635人」を「654人」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

大津市水道事業給水条例及び大津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業給水条例及び大津市下水道条例の一部を改正する条例

(大津市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 大津市水道事業給水条例(昭和33年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項中「超過料金との」を「従量料金との」に改め、同項の表(備考を除く。)を次のように改める。

用途別	基本料金		従量料金 (1立方メートルにつき)
	メーターの口径	金額	
一般用	20ミリメートル以下	1,090.80円	10立方メートルまで 5.40円
	25ミリメートル	2,170.80円	10立方メートルを超え30立方メートルまで 157.68円
	40ミリメートル	7,290.00円	30立方メートルを超え50立方メートルまで 182.52円
	50ミリメートル	14,828.40円	50立方メートルを超え100立方メートルまで 206.28円
	75ミリメートル	38,761.20円	100立方メートルを超え200立方メートルまで 231.12円
	100ミリメートル	86,432.40円	200立方メートルを超えるもの 255.96円
	150ミリメートル	233,517.60円	
	200ミリメートル以上	491,788.80円	
公衆浴場用	—	6,285.60円	100立方メートルを超えるもの 68.04円

第36条第1項を次のように改める。

検針日の翌日から次の検針日までの期間(以下「検針期間」という。)の途中で水道の使

用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合における基本料金及び従量料金の額は、次に定めるところにより算定した額とする。

(1) 基本料金 第31条第1項の表に定める基本料金の額に、別表第2の左欄に掲げる検針期間における水道の使用日数の区分に応じ、同表の中欄に掲げる数値を乗じて得た額。ただし、水道の使用を開始した日の属する検針期間と同一の検針期間にその使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合で、その使用日数が15日以下であるときは、第31条第1項の表に定める基本料金の額とする。

(2) 従量料金 別表第2の左欄に掲げる検針期間における水道の使用日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる月数で使用水量を均等に^{あん}按分したものを1月の使用水量としてそれぞれ第31条第1項の表の従量料金の欄に定めるところにより算定した額

第36条第2項中「月」を「検針期間」に改め、同条第3項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第36条関係）

15日以下	0.5	1月
16日以上35日以下	1	1月
36日以上45日以下	1.5	2月
46日以上65日以下	2	2月
66日以上75日以下	2.5	3月
76日以上95日以下	3	3月
96日以上105日以下	3.5	4月
106日以上125日以下	4	4月

（大津市下水道条例の一部改正）

第2条 大津市下水道条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第16条の規定による汚水の排出量の算定に係る期間の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合における使用料の額は、大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）第36条第1項の規定による検針期間の途中で水道の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止した場合における水道料金の算定方法の例により算定した額とする。

第16条の4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(大津市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大津市水道事業給水条例（以下「新給水条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用水量に係る料金について適用し、施行日前の使用水量に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日の前日前の直近の検針日の翌日から施行日以後の最初の検針日までの間（以下「経過措置対象期間」という。）の使用水量（以下「経過措置対象使用水量」という。）に係る料金は、附則別表の算式により算定した額とする。
- 4 新給水条例第34条第2項の規定により隔月にメーターを検針して使用水量を算定する場合の経過措置対象期間における各月の使用水量に係る料金については、経過措置対象使用水量を2分した水量（水量が同じになるように2分するものとし、その水量に1立方メートル未満の端数があるときは当該2分する水量のうち前半の月に係る水量は1立方メートル未満の端数を切り上げ、後半の月に係る水量は1立方メートル未満の端数を切り捨てる。）を各月の使用水量としてそれぞれ前項の規定を適用して算定するものとする。この場合において、同項中「の使用水量（以下「経過措置対象使用水量」という。）」とあるのは「における各月の使用水量」と、附則別表中「経過措置対象使用水量」とあるのは「経過措置対象期間における各月の使用水量」とする。
- 5 この条例の施行の際現に使用されている口径30ミリメートルのメーターについて新給水条例第31条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「40ミリメートル」とあるのは、「30ミリメートル又は40ミリメートル」とする。

(大津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第2条の規定による改正後の大津市下水道条例の規定は、施行日以後の汚水の排出量に係る使用料について適用し、施行日前の汚水の排出量に係る使用料については、なお従前の例による。
- 7 前項の場合において、施行日を含む汚水の排出量の算定に係る期間の途中で公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開した場合（施行日前の日から施行日以後の日まで引き続き使用している場合に限る。）における汚水の排出量に係る使用料の額は、附則第3項の規定による経過措置対象使用水量に係る水道料金の算定方

法の例により算定した額とする。

附則別表（附則第3項関係）

水道料金の算式

$$X = A \times (a / (a + b)) + B \times (b / (a + b))$$

（備考）

Xは、算定する料金（円）

Aは、経過措置対象使用水量について第1条の規定による改正前の大津市水道事業給水条例の規定により算定した料金の額（円）

aは、経過措置対象期間の初日から施行日の前日までの期間の日数（日）

bは、施行日から経過措置対象期間の末日までの期間の日数（日）

Bは、経過措置対象使用水量について新給水条例の規定により算定した料金の額（円）

議案第180号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「一時預かり事業」とは、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第111号）第36条の3第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業をいう。

第4条の見出しを「（一時預かり保育料）」に改め、同条各号列記以外の部分中「預かり保育を」を「一時預かり事業を」に、「次の各号に掲げる利用する預かり保育の区分に応じ、当該各号に定める額の預かり保育料」を「1回につき300円の一時預かり保育料」に改め、同条各号を削る。

第5条中「預かり保育料」を「一時預かり保育料」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議案第181号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|------------------|
| 1 | 工 事 名 | 瀬田南小学校大規模改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市三大寺 |
| 3 | 工 事 概 要 | 大規模改修工事（建築工事） 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 615,023,280円 |
| 6 | 契約の相手方 | 株式会社桑原組 |

契約締結者

大津市におの浜一丁目1番24号

株式会社桑原組大津本店長

議案第182号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 瀬田南小学校大規模改修機械設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市三大寺 |
| 3 | 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
受水設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 189,108,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 三和管工株式会社 |

契約締結者

大津市松本二丁目10番25号

三和管工株式会社大津営業所長

議案第183号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 瀬田南小学校大規模改修電気設備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市三大寺 |
| 3 | 工 事 概 要 | 受変電設備工事 一式
幹線設備工事 一式
動力設備工事 一式
電灯設備工事 一式
拡声設備工事 一式
火災報知設備工事 一式
防火・防煙・排煙設備工事 一式
その他電気設備工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 153,360,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市下阪本二丁目16番13号
飯室電業株式会社 |

議案第184号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 大石市民センター移転新築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市大石中一丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 建築本体
構 造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 931.44平方メートル
屋外附帯施設工事等 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 253,390,680円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市打出浜13番15号
株式会社笹川組 |

議案第185号

工事請負契約の変更について

平成26年9月22日に市議会の議決（議案第166号）を経て杉橋建設株式会社との間に締結した日吉中学校大規模改修工事請負契約の一部を次のとおり変更することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

1 変更する事項

契約金額

「516,579,120円」を「550,608,840円」に変更する。

2 変更する理由

生徒の安全を確保するために交通誘導員を増員等するとともに、当初想定していたよりも劣化していた校舎及び体育館の外壁等の補修箇所を追加し、並びに校舎の断熱工事が不完全であった箇所の断熱工を追加する必要性が生じたため

議案第186号

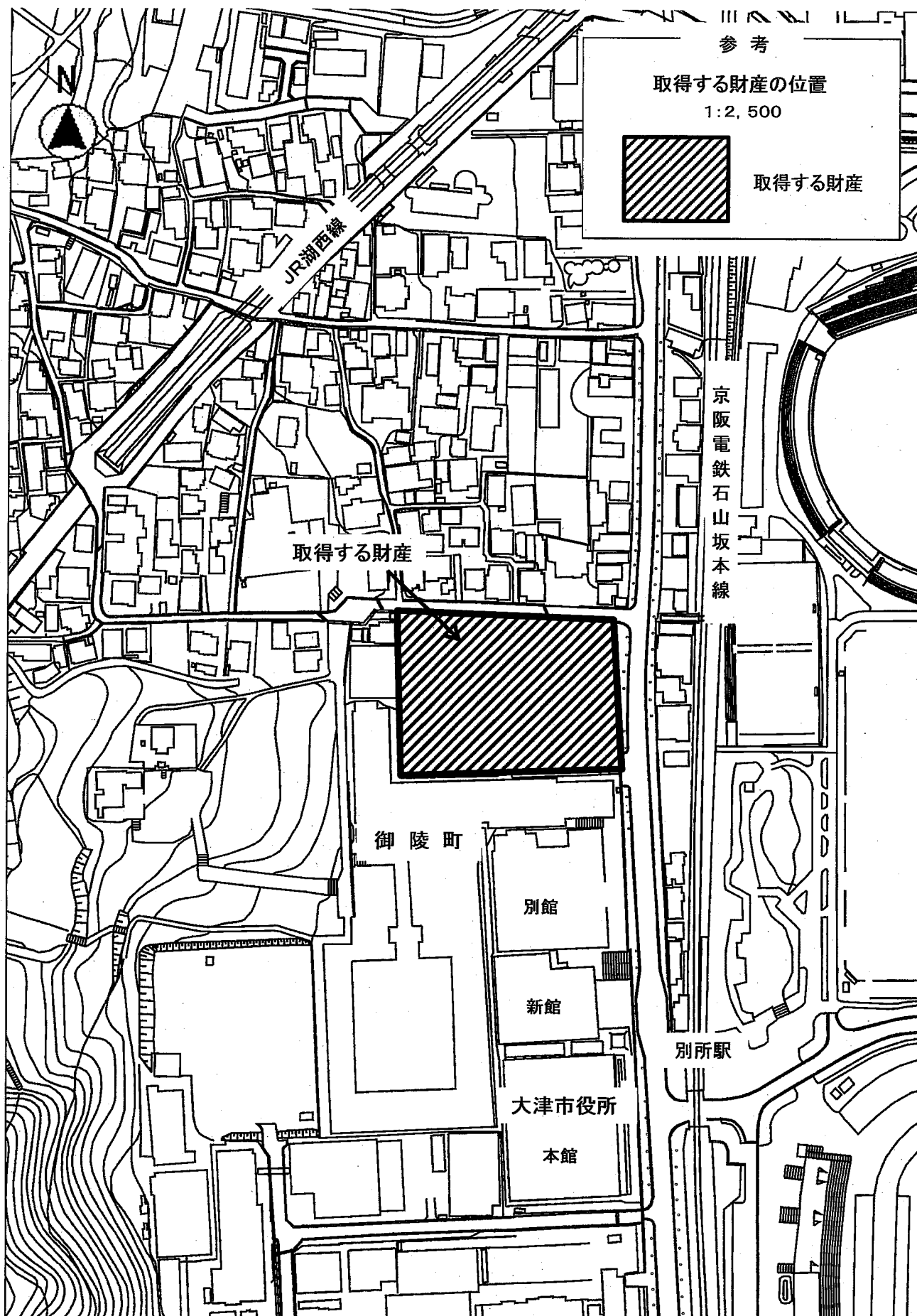
財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 取得する目的 | 庁舎整備用地 |
| 2 | 取得する財産 | 土地 |
| | 所 在 | 大津市御陵町72番20 |
| | 面 積 | 7,464.37平方メートル |
| 3 | 取得する価格 | 343,680,000円 |
| 4 | 取得する相手方 | 財務省 |



議案第187号

滋賀県市町村交通災害共済組合同約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、滋賀県市町村交通災害共済組合同約（昭和43年制定）の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年9月5日提出

大津市長 越 直 美

滋賀県市町村交通災害共済組合同約の一部を改正する規約

滋賀県市町村交通災害共済組合同約（昭和43年制定）の一部を次のように改正する。

第3条中「事務」の次に「（平成30年3月31日までに共済期間が終了するものに限る。）」を加える。

付 則

この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行する。